

第七十七回国会 法務委員会 議 録 第 七 号

昭和五十一年五月七日(金曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君 理事 小平 久雄君

理事 田中伊三次君 理事 田中 覚君

理事 保岡 興治君 理事 稲葉 誠一君

理事 諫山 博君

早川 崇君 福永 健司君

松永 光君 中澤 茂一君

山本 幸一君 青柳 盛雄君

沖本 泰幸君 小沢 貞孝君

出席政府委員

法務政務次官 中山 利生君

法務大臣官房長 藤島 昭君

委員外の出席者

法務大臣官房審議官 鈴木 義男君

法務委員会調査室長 家弓 吉巳君

委員の異動

五月七日

辞任 補欠選任

佐々木良作君 小沢 貞孝君

同日

辞任 補欠選任

小沢 貞孝君 佐々木良作君

四月三十日

民法等の一部を改正する法律案の修正に関する

請願(沖本泰幸君紹介)(第三九七二号)

は本委員会に付託された。

第一類第三号 法務委員会議録第七号 昭和五十一年五月七日

本日の会議に付した案件
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出
第二九号)

○大竹委員長 これより会議を開きます。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。保岡興治君。

○保岡委員 初めに、本案の提出の趣旨、並びに
これが今国会に提出されるに至った経緯について
御説明願いたいと思います。

○鈴木説明員 最初に、この法案の提案の趣旨を
簡単に申し上げたいと思います。

刑事事件におきまして、起訴されて無罪になっ
た被告人に對しましては、現在の制度のもとで
も、たとえば刑事補償法という法律がございまし
て、身柄を拘束されて捜査、裁判を受けた上、無
罪の判決を受けたという場合には、その身柄を拘
束されていた期間に應じて補償が行われることに
なっておりますし、また、国家賠償法によりまし
て、検察官の故意あるいは過失によつて不当に起
訴をされた者が最終的に無罪になったという場合
には、不当な起訴によつて生じた損害についての
賠償の請求をすることができるようになっておる
わけでございます。しかし、被告人として無罪に
なった人たちの救済という面で、これらだけでは
必ずしも十分ではないというふうに考えられる面
がございまして、費用の補償という制度を新た
に設けようとするわけでございます。

起訴された被告人は、刑事訴訟法によりまして
裁判所に出現しなければならぬわけでございま
して、出頭いたしますためには、旅費等を要する
わけでございますし、また効果的な防衛をいたし

ますためには、弁護士さんをお願いして適切な防
御活動をする必要があるわけでございますが、こ
の弁護士さんに対してはもろろん報酬を支払わな
ければいけない、こういうことになるわけでござ
いまして、もし被告人が無罪になったという場合
には、その被告人自身が出頭するのに要した費
用、あるいは弁護士に支払った報酬等について相
当額の補償をするということが公平の精神に合
致する、こういうふうに考えられますので、無罪
になった被告人に對して、ただいま申し上げまし
たような費用の補償をするということにいたしました
わけでございます。

こういう考え方が出てまいりましたのはここ十
年ぐらい前からございまして、国会、特に法務
委員会におきまして、この種の補償を行うべきで
あるという御意見が從來しばしば出されておりま
して、法務省といたしましても、その点を検討し
てまいつたわけでございますが、この点について
は立法化を図るのが適當である、こういう結論に
なつたわけでございます。

○保岡委員 前からこの委員会たびたび問題に
されておりましたいわゆる非拘禁補償、公訴の提
起によつて生じた財産的あるいは精神的な損害の
補償、これとの関連でどのような検討がなされた
のか、それとの関係はどうなつておるのか、その
点を伺いたしたいと思います。

○鈴木説明員 ただいま御指摘の非拘禁補償とい
うふうに申しますのは、無罪になった被告人が、
たとえ拘禁されていなかった場合であっても、訴
訟によつて、たとえば起訴されたために大変仕事
の方がうまくいかなかった、あるいは起訴された
ために大変不安になつて、精神的に損害を受け
た、こういう場合について、その損害を国で補償
する必要があるのではないかということではな
い、問題になつたのがこの非拘禁補償というもので

ございまして、この委員会におきましても、先ほど
の費用補償とあわせてこの非拘禁補償も行うこと
にすべきではないかという御議論があつたわけで
ございます。法務省といたしましては、この点に
ついて検討を重ねたわけでございますが、この
非拘禁補償まで認めるというのは少し行き過ぎで
はないかという結論になりました。問題になりま
した費用の補償と、それから非拘禁補償のうち費
用補償だけを今回立法化するという結論になつた
わけでございます。

確かに、非拘禁補償というのは、起訴によつて
こうむつた損害を補償するという点で公平の精神
に合するところも少なくないように思われ
るわけでございまして、国が補償あるいは賠償するとい
うのは、原則として国の機関に故意あるいは過失
があつてわざと損害を与えた、あるいは過失によ
つて損害を与えたという場合に限られておるわけ
でございまして、故意も過失もないのに、結果的
に無罪になつたというだけで補償するということ
になりますと、そのためには相當の理由がなけれ
ばいけないだらうというふうに考えられるわけで
ございます。刑事補償法の場合には、これはもち
ろん憲法四十条にも刑事補償についての規定があ
るわけで、当然検察官の故意、過失の有無にか
かわらず行わなければならないわけでございま
すし、それからただいま提案いたしております費用
補償の方は、要するに訴訟に勝つたか負けたかと
いうことでそのための費用を分担する。被告人が
負けた、すなわち有罪になつた場合につきまして
は、御承知のように、刑事訴訟法におきまして訴
訟費用を被告人から取り立てるといふことになつ
ておりますので、費用補償は、訴訟費用の負担と
ちようど同様の関係に立つわけでございしまし
て、有罪になれば被告人が訴訟費用を負担する、

無罪になれば国の方で被告人が支払った費用を補償する、こういうようにするのが適當であるといふふうに考えられるわけでございますけれども、その他の損害についての補償ということになりまして、必ずしもこれは刑事事件だけに特有の問題ではございませんで、いろんな行政処分によつて有形無形の損害をこうむるということもあるわけでございまして、そういうものとの関連を考えますと、刑事事件の場合だけ、拘禁されなくてもなおかつ補償するというのは、現在の法制上はや行き過ぎではないかというふうに考えられるわけでございます。

そういうこともございまして、それからもう一つは、起訴されて無罪になった場合の精神的あるいは財産上の損害というものは、これはそれぞれ被告人によつて大変違ふわけでございまして、これがある程度類型化と申しますか、たとえば刑事補償でまいりますと拘禁一日につき幾ら、こういう計算が可能でございまして、費用補償については、公判期日に出現した場合、あるいは弁護士に対する報酬ということで、ある程度一律に金額を決定することができるとは思いますが、拘禁されなかった場合の損害というものは、それぞれの事件ごとに千差万別でございまして、簡単にその額を決定することができないということも考えられますので、そういう付随的な理由もございまして、この際は非拘禁補償までいくのは適當でない、こういう結論になったわけでございまして。

○保岡委員 御指摘の理由はもっともであつて、結論的には私もそれで結構だと思ひますが、刑事裁判の場合には、やはり一般の行政措置における場合と比べまして、精神的なあるいは財産的な損害といふのは顕著なものがあるのではないかと、そういうことも考えられますので、たとえば御指摘のように、国家賠償法によつて損害賠償を請求されて、その審理をし、あるいは和解をしたりいろいろするんだらうと思ひますが、その際には、やはり法務省もそういう非拘禁補償についての議論が当委員会ではいろいろ問題になっているといふこ

とを十分考慮して、その訴訟に当たつて妥當な結論を出していただきたい、そのように考える次第でございまして。

これは要望としてとめまして、次に移ります。この法案が施行された場合の予算でございまして、どういふふうな積算をしておられるのか、そして計上しておられるか、それで十分であるかといふことについてお伺いしたいと思います。

○鈴木説明員 予算の点につきましては、これは裁判所の方から請求なさつておられますけれども、ごく概略的なことを申し上げますと、毎年、刑事事件において無罪の判決を受ける被告人の数が三百ないし五百ぐらいあるわけでございまして、そういう事件につきまして、一体何開廷、公判を何回行ったかといふこと、それからその事件について平均私選弁護人が何人ついておられるのかといふこと、そういうことを基礎にいたしまして、この法案によりまして、補償されるものは、被告人が公判期日に出現するに要した旅費、日当、宿泊料、それから弁護人が同じく公判期日に出現するに要した旅費、日当、宿泊料、さらに被告人が弁護人に支払つた弁護料、これだけが補償されるわけでございまして、先ほどのような無罪の数、公判の開廷日数、それから一件当たりの弁護人の数、こういうものを掛け合せて、一年間に要する補償金の額を算定したわけでございまして、昭和五十一年度の予算をいたしましては、七千万余が計上されることになっております。

○保岡委員 十分検討されておられると思うのですが、足りなくなるんといふことはないと思うのですが、万が一計上予算が足りなくなった場合はどのような措置をとるのでしょうか。

○鈴木説明員 裁判所から支出すべき他の補償、たとえば先ほど申しました刑事補償等がございまして、もし足りなくなった場合に、刑事補償の方が増えておられます場合には、刑事補償の能と聞いておりますし、もしそれも足りなくなつたという場合には予備費から支出、こういうこと

にならうと思ひます。

○保岡委員 国が費用を補償する場合の要件のうち、原則的な点について御説明をいただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 無罪の裁判を受けた場合の費用の補償につきましては、原則的な要件としては、刑事事件において公訴を提起されて審理が行われた結果無罪の裁判が言い渡され、その裁判が確定したということが費用補償を受けるための原則的な要件となっております。

○保岡委員 被告人が免訴または公訴棄却の裁判を受けた場合、これは費用を補償しないことになつてしまふのか。

○鈴木説明員 無罪の裁判を受けた場合に限りて補償することになっておりますので、免訴あるいは公訴棄却の裁判等で事件が終了した場合には、補償は行われまいということにいたしております。

○保岡委員 刑事補償法の場合二十五条で、同様の場合に、免訴もしくは公訴棄却の裁判を受けるべき事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められたときに限つては補償の対象とする、こういうことになっております。まさに、そのまゝ実体的な裁判を進めておれば無罪になつたであろうと認められる場合にまで補償しないといふことになりまして、非常に制度の趣旨から言つて公平の趣旨を全うできないものがある、そのように思ひますが、いかがでございましょうか。

○鈴木説明員 ただいま御指摘がございましたように、刑事補償法におきましては、免訴あるいは公訴棄却の裁判を受けた場合でも、もし免訴、公訴棄却をする事由がなくてそのまゝ実体的裁判が進められれば無罪になつたであろうといふように認められる場合には刑事補償を行うといふことになっておるわけでございまして、今回の費用の補償についても同じような考え方をとるべきではないかといふことがこの立案の過程で一番慎重に検討したところでございまして。

結論的にはそういう場合にまで補償するのは適當でないといふ考へになつたわけでございまして、その理由をいたしましては、免訴とか公訴棄却の裁判といふものは形式裁判と言われておりますけれども、果たして被告人が罪を犯したかどうかといふ事件の实体について審理をしないで門前払いの判決と申しますか、そういうことでやるのが通常でございまして。そういう判決が出まして免訴あるいは公訴棄却ということになりました場合に、さらに補償をするのかどうかということをお断じます場合に、もう一度今度は、もう一度と申しますか、補償するかしないかという目的だけのために、果たして被告人は罪を犯したのかどうか、あるいは裁判を進めていったら有罪になつたか無罪になつたかといふことを補償との関係だけで審理するといふことは技術的にも大変困難でございまして、また補償の手続というのは簡単な決定手続でございまして、刑事裁判と違つて、両当事者が出てきて、そこで互いに証拠を提出して有罪、無罪を争うといふ手続ではございませんので、そういう手続で有罪、無罪を決めるのと同じようなことをやるといふことは適當でないのではないかと、この公訴棄却、免訴の場合には補償しないのが適當であらうといふように考へたわけでございまして。

同じ問題はもちろんなら刑事補償についてもあるわけでございまして、刑事補償の場合につきましても、免訴、公訴棄却の場合に補償するといふことになりまして、場合に依つて、補償の手続が大変複雑かつ必ずしも正確な事実認定ができないような手続においてそういう判断をしなければいかぬ場合が出てくるわけでございまして、これは刑事補償法ができました趣旨がこの費用補償とや違つておるといふことから見まして、この刑事補償の場合には免訴、公訴棄却の場合であっても、そういう事由がなければ無罪になつたであらうといふ場合には補償した方がよいといふことになつてゐるのであらうといふように理解しております。費用補償と刑事補償の違いは二つございまして、一つは、刑事補償といふのは、刑の執行

を受けた場合、あるいは未決の場合でございますと抑留、拘禁されたという大変重大な損害を受けた場合でございますので、こういう重大な損害を受けた以上、これをできる限り広く補償していくというのが適当でございます。たとえ免訴、公訴棄却になりました場合でも、もし本来無実であるのにそういう拘禁を受けたということになった場合には、やはり補償した方が適当であろうというように考えられるわけでございます。

それからもう一つ、この刑事補償と申しますのは、損害を補償するという点もございすけれども、同時に無実の者が起訴されたということによつていろいろ名誉等を棄損されるわけでございす。そういう名誉等を回復するという趣旨も入つておるのであるというように理解しておるわけでございす。この点は刑事補償法におきましては、ただ単に補償金を支払うだけではなくて、刑事補償をしたときは、こういう無罪の判決があつてそれに基づいて補償をいたしましたということを官報や新聞に公告することになっておるわけでございす。こういう点も刑事補償というものが一種の名譽回復措置であるというように考えられるわけでございす。そういうものといひますと、たとえ免訴、公訴棄却になりました場合でも、本来なら無実であるという主張がありました場合には、一応その点についても審理をして、もし審理を続ければ無罪になったであろうというように思われる場合には補償をするのが適当である、こういうように考えられるわけでございす。

これに對しまして費用補償の方は、ある意味では、俗な言葉で申しますと、訴訟に勝つたか負けしたかといふことと、もし国の負けと申しますか無罪になった場合にはこの費用を補償する、それから有罪になった場合には被告人に訴訟費用を負担させる、こういうような関係になるわけでございまして、ある意味では、かなりドライな割り切った制度と見ることも可能であろうというように思われるわけでございまして、必ずし

もこの点で刑事補償と同じように扱う必要はない、こういう考え方になつたわけでございす。○保岡委員 刑事補償法との関係については、もうおっしゃることはよくわかるのですけれども、その第一の損害の結果が非常に重大であるというところ、第二の被告人が名誉回復をするための積極的な意味も制度にあるのだという、こういう御指摘です。第二の点はいささかちよつとこちらとの比較でその制度本来の趣旨以上におつちやつたような感じもするのですが、いずれにしても程度の差のような感じがするのです。

そういうことから考えて、免訴あるいは公訴棄却の事由の中にも、たとえばはつきり無罪が他の確定判決で本人について得られてゐる場合、あるいは共犯関係の審理を通じて明確である場合、実体的な裁判をさほどしなくても明確にわかつてしまふ、ほとんど形式的に処理できるような形ではつきりできるという場合もあります。それから若干の実体的な審理をすれば被告人の名誉の回復にもなる、被告人もそれを求めて、多少時間がかかる、あるいは手続がかかることについてはやむを得ないという自認をして積極的に裁判を求める場合、そういういろいろな場合を考えると、果たして、ドライに考えてこういう形で改正案を通していいのかということについては、私は若干疑問に感ずるわけなんです。

そういう点から、いま詳しくお話をされましたので、重ねてお答えをさせていただかなくてもいいのでありますけれども、私としては、これはむしろ刑事補償法二十五条と同じ方向で規定して、困る点については何か別の検討の余地がないだろうか、こういうふうに思いますが、いかがでございましょう。

○鈴木説明員 ただいま御指摘がございましたように、免訴、公訴棄却になつた場合におきましても、ほかの事件の結果等から審理を進めれば無罪になつたであろうというように、比較的簡単にわかる場合もあり得るであろうというように思われます。現に、現在の刑事補償でもそういう場合が

かなりあるわけでございすので、そういう場合だけということになりますと、かなり簡単な手続でやつていけるのではなからうかというようにも思われるわけでございす。

しかし、刑事補償法の場合には、常にそういう場合だけということに限られておるわけではございませんので、どうしても有罪、無罪を決めなければいかぬというような場合も出得る——有罪、無罪を決めると言いますとちよつと言葉が正確ではございせんけれども、無罪になつたであろうかどうかというところを決めなければいかぬ場合も出てき得るわけでございす。御承知のようになつておられますけれども、御承知のようになつておられますけれども、その手続自体は裁判所と請求をされた人の二面的な関係でございまして、検察官が出ていって、お互いに証拠を出し合つて、そういう関係にはございせんので、正確な事実認定ができるかどうかというところは問題でございす。逆に、そういう請求をいたしました場合に、そういう必ずしも正確な事実認定のできない手続でこの事件は無罪にはならなかつたであろうというふうな判断がされまふと、かえつて今度は請求した人にとつて、刑事事件では免訴といふこととおしまひになりながら、何かおまへは疑ひの残る免訴であるという印象を与えるような結果にもなるわけでございまして、そういう点でも必ずしも好ましい制度ではないというように考えておるわけでございす。

○保岡委員 それを簡単に決着がつくということ客観的にはつきりしておつて、被告人がそれを求める場合、刑事罰を發動する関係の手続ではなくて、単に費用の補償のための手続でありますから、有罪、無罪ということが出て、むしろ有罪といふ烙印を押される結果になると被告人に酷であるというふうなことをおっしゃいますけれども、それは、あえて刑事罰を科すかどうかという問題を判定するということになれば、国家的にも問

題があります。基本的な人権のたてまえからも問題がありますが、そうでない以上、被告人が受忍すればそれでいいんじゃないかという感じがするわけですが、まさに費用の補償であるからそれでいいんだ。しかも費用の補償をしてくれと、被告人の申請を待つてやるわけですから、その辺のところは、被告人が実際に判断をする、むしろ積極的に補償してもらいたいのに、しかも簡単にできる場合を、ばつとそういう理由でシャットアウトしてしまうのは、制度としてまだ問題があるのではないだろうか、私はこのように思ひます。

それから併合罪の一部について無罪の裁判があつた場合、その点についての補償はどのようになるのでしょうか。

○鈴木説明員 併合罪、すなわち二つ以上の罪につきまして被告人が起訴されて、そのうちの一部分については無罪になつた、それから残りの罪については有罪になつた、こういう場合におきましても、無罪になつた事件の審理に要した費用は補償する、こういう考え方で法案はできております。すなわち、たとえばA、B二つの罪で起訴されて、Aの方は無罪、Bの方は有罪ということになりました場合には、A罪の審理に要した費用を補償し、B罪の審理に要した費用は補償しない、こういうことになるわけでございす。具体的な事件で、A罪だけの費用かどうかということがはつきりしております場合はそれで決まるわけでございす。もしある費用がA罪のためであり、B罪のためでもあるというふうな場合には、その費用をA罪の部分とB罪の部分とに分けて、A罪の部分と認められるものについて補償する、こういう趣旨でございす。

○保岡委員 被告人が責任無能力の場合に無罪になつた、こういうときはどうなるでしょうか。○鈴木説明員 費用の補償は、無罪の判決があつたということで補償をいたしますので、無罪の理由が責任無能力であるという場合におきましても、やはり補償するということになつております。

責任無能力、すなわち加害行為をしたけれども、責任無能力であったという理由で無罪になった場合について補償することが果たして適当かどうかという点につきましては、常識論としてどうもそこまで補償する必要はないではないかという議論もかなり各方面から出ておるわけでございしますが、現在の制度でいいますと、ある無罪の言い渡しをする場合に、たとえば犯罪行為をしていないということで無罪にすることも可能でございすし、それから責任無能力であるという理由で無罪にすることも可能で、どちらを先に判断しなければいかぬということもございせんので、たとえば責任無能力者であるということがはっきりしております場合には、犯罪行為をしたかどうかということとを審理しないで無罪の裁判をするということもあり得るわけでございす。そういうわけでございまして、責任無能力の場合を除くということになりますと、技術的にいろいろむずかしい問題も出てまいります。

それから御承知のように、刑事補償法におきましても、そういう点が問題になるわけでございしますが、憲法四十条で無罪の場合に補償すると言っておること等を考慮いたしまして、これは必ずしも憲法の要請と言つていかどうかわかりませんが、刑事補償法では、憲法を出発点にいたしましてそういう考え方をとっておりますので、この点で、刑事補償法と特段の差異を設けるのは適当でないというように考えたわけでございす。

○保岡委員 費用補償の範囲でありますけれども、先ほど御説明いただいたように、被告人であった者、その弁護人であった者が公判期日等に出頭するに要した旅費、日当、宿泊料金並びに弁護人であった者に対する報酬に限っておられる、こういうお話であります。弁護活動をするに際しては、このほかにもたくさん防衛のためにやらなければならぬ、こういうことがあるかと思ひます。それが一般的だと思ひますが、そういう費

用については、どのようなのでございましょうか。

○鈴木説明員 防衛活動のために、たとえば証人となるべき者にあらかじめ弁護人が会つて事情を聞くというようなことをする場合もございすし、あるいは私立探偵のような人を雇つて事実関係を調査するという場合もございす。それからさらに訴訟記録を謄写するための費用というものも出得るわけでございす。これらの費用につきましましては、必ずしも事件によって同じように出るわけではございせんので、その点は弁護人に対する報酬についての補償の一部として、弁護人に対する報酬の補償額を決定していただきます際に、その中に含めて支給するこういうように考えております。現在でも、国選弁護人に対する報酬につきましましては、そういう費用が出た場合においては、そういうものを考慮して報酬の額を決めるということになっておりまして、それと同じように考えております。

○保岡委員 説明でよくわかりましたが、国選弁護人の報酬というのは、一般の私選の場合に比べて非常に低い、こう言われておる。これはこの委員会でもたびたび問題になっておる。ところで、熱心な弁護活動をやつておられる弁護人の報酬については十分考慮するという形で、この制度の運用も同様に図つていただきたい、このように思ひます。

それから次に、弁護人が複数の場合、その全員に係る費用を補償することにしなかつた理由、その場合の補償の基準などについてお考えをお聞かせしたいと思います。

○鈴木説明員 弁護人が複数あった場合に、その弁護人に対する報酬、あるいはその弁護人が公判期日に出頭するに要した旅費、日当、宿泊料等をすべて支払うのか、あるいはその一部だけを支払うのかという問題があるわけでございす。

この刑事事件で起訴された人が二人以上の弁護人にお願ひして弁護をしていただくという場合には、それ相応の必要性があるから二人以上の

弁護人にお願ひするわけでございすので、原則論といたしましては、弁護人が二人以上つきました場合には、二人以上の弁護人についての旅費、日当、宿泊料と報酬を補償するというのが原則でございす。

ただ、事件の種類いかんによりましては、二人以上出られた弁護人が同じようなことを公判でやりになるというような場合もないわけではございせん。そういう意味で、二人が必ずしも必要でなかつたというような場合も考えられ得るわけでございすので、そういう場合につきましましては、この旅費、日当、宿泊料の補償を一部の弁護人に関するものに限定いたしました補償するということとでございせん。これは国側の故意、過失に基づく賠償ではございせん。公平の趣旨というところからする補償でございすので、そういうある程度の制限をいたしませんと、かえつて不公正なことになるのではないかと、かえつてえられますので、この審理の状況、それから事件の、犯罪の性質等を考慮いたしまして、複数の弁護人が必要でなかつたというように判断されまします場合には、この補償を制限することができるといふようにいたしておるわけでございす。

○保岡委員 補償の手続について御説明を願ひたいと思ひます。

なお、その補償の請求期間は六カ月となっておりますけれども、刑事補償の場合に比べて短過ぎないか、その点についてお聞かせしたいと思います。

○鈴木説明員 補償の手続につきましては、大体におきまして現在の刑事補償の場合とはほぼ同様でございまして、被告人であった者から無罪の裁判をした裁判所に対して請求をいたしまして、そこで裁判所では、請求をした者及び検察官の意見を聞いた上で、この補償の要件に当たるかどうか、あるいは幾らの補償をしたらいいのかわかるかどうかを判断いたしまして、それに基づいて裁判をする。裁判をいたしますと、補償の裁判がありましたることによって、今度は補償の払い渡し請求権というものが発生いたしまして、その権利に基づき

まして、今度は現実にお金を下さいという請求をして、これに対して裁判所が補償金を支払う、こういう手続になっております。

それで、この補償の請求をすることが出来る期間につきましては、無罪の場合の費用の補償の請求については六カ月ということになっております。御承知のように、民法の不法行為については三年の時効期間でございすし、それから刑事補償法も同じく三年の出訴期間を設けておるわけでございす。刑事補償法が三年であるのに、こちらが六カ月であるという違いを設けておるわけでございす。刑事補償につきましては、先ほど申し上げましたが、刑事補償にしましては、先ほど申し上げましたが、場合によっては重大な損害に対する補償である。場合によっては間違つた死刑による補償というものも含まれておりますので、これは不法行為の場合に近く考えた方がいいのではないかと思はれるわけでございす。この費用の方につきましては、損害がそれほど重大ではないということも考えられますし、三年間もたつてからの請求というところまで認めるだけの実質的な理由はないように考えられますので、六カ月ということにいたしましたわけでございす。

なお、上訴費用の補償につきましては、現行法もそうでございすし、それから今度の改正案におきましても二カ月という考え方をとっておりまが、この二カ月でも現行法について特に不都合があるというところは聞いていないわけでございす。

○保岡委員 検察官のみが上訴した場合に、現行刑事訴訟法の三百六十八条では、上訴が棄却され、または取り下げがあつたときということになつております。そのとき直ちに上訴費用の補償をすることができるといふことになっております。今度百八十八条の四によると、上訴に係る原裁判の確定を待つて補償することにしてゐる、こういうふうになっておりますが、どのように具体的に違ふか、その改正の理由はどうなのかということについてお聞かせしたいと思います。

○鈴木説明員 現行法の三百六十八条によりま

と、上訴費用の補償、すなわち検察官だけが上訴をして、その上訴が取り下げられた、あるいは棄却された場合の費用の補償でございしますが、この上訴費用の補償につきましては、上訴棄却の裁判が言い渡されますと直ちに補償をする、こういうことになっておるわけでございします。現行法で、この上訴費用の補償について上訴棄却になれば直ちに補償するというような考え方をとっておりませんこと、あるいは現行法が無罪の場合の補償を認めないで上訴費用の補償だけを認めておるといふ趣旨は、どうも余り検察官が上訴をするというのには好ましくない、なるべく検察官の上訴は少なくするのが適当である、こういう考え方に立つておるのではなからうかというふうに思われるわけでございしますが、現行法がございましてからの実際の運用を見ておりますと、検察官が上訴した事件における認容率と申しますか、検察官上訴に基づいて原判決が破棄される割合というのはかなり高いわけでございまして、六〇％あるいは七〇％という数字になっておりますが、こういう実情から見ますと、必ずしも検察官が無用上訴をするということが多いという実情にはないようには考えられるわけでございまして、恐らく現行法ができたころの、上訴をなるべく少なくせよというふうな要請が多少弱まってきておるのではないかと、いうふうにも考えられるわけでございしますが、それはともかくといたしまして、検察官が上訴をして、その上訴が棄却されたという場合でも、もし検察官がさらに今度は上告をいたしまして、その上告によって結局検察官の控訴、前の上訴でございしますが、控訴が認容されるという場合もあるわけでございします。こういう場合につきましては、検察官の上訴というのは結局理由があつたわけでございしますので、その理由があつた場合にまで被告人に補償するというのはやや行き過ぎのような感じがするわけでございします。そういうこともございしますので、今度の改正案におきましては、検察官の上訴が結局理由がないというふうに判定された場合、すなわち検察官が上訴した原判決が確定した

場合にのみ、この上訴費用の補償をするというふうに改めようとしておるわけでございします。

○保岡委員 最後に、ちよつと前後しましたけれども、百八十八条の二のただし書きのいわゆる費用を補償しない場合の、例外事項ですね。被告人の責めに帰すべき事由という場合と、同条の第二項との関係について御説明をお願いいたします。

○鈴木説明員 百八十八条の二のただし書きにございします被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用と申しますのは、たとえば公判期日に被告人が不出頭であつた、そのために弁護士だけが出頭したというような場合もあるわけでございします。正当な理由がなしに出頭しなかつた、そのために弁護士の出頭した旅費、日当、宿泊料が必要になつたというような場合につきましては、その分まで補償するということになりますのはかえつて公平の精神に反しますもので、そういう場合につきましては補償をしないこともできるといふようにしておるわけでございします。これに對しまして百八十八条の二の第二項におきまして、被告人が捜査あるいは審判を誤らせる目的で虚偽の自白をするとか、あるいは有罪になるような証拠を偽造するといったような場合につきましては、そういうことがあつたために起訴されて、そのため裁判全体が無意味であつたということになるわけでございまして、被告人のしたことが間接的に無用な費用を生じさせることになつた、こういうことになるわけでございします。そういう場合には、その費用の全体について被告人の責任があつたということにもなり得るわけでございしますが、そういう場合につきましては補償の全部あるいは一部をしないうことができないという裁量権を裁判所に与えておる規定でございします。

○保岡委員 そうすると、責めに帰すべき事由の場合には費用ごと個別にそれぞれ見るといふことで、第二項の場合は全体について裁量の余地を裁判所に与えた、こういうふうに受け取つてよろしゅうございしますでしょうか。

○鈴木説明員 御指摘のとおりでございします。

○保岡委員 これで質問を終わります。

○大竹委員長 次回は、来る十一日午前十時理事會、午前十時十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時六分散會

法務委員會議録第五号中正誤

ペシ	段行	誤	正
五二	一諸		一緒
六四	末 沖本長員		沖本委員
七二	簡裁判所		簡易裁判所
八一	いたたこう		いたたこう
八二	延吏を		延吏も
八三	あるので、		あるので、
八四	四時間		四時限
八五	のでないか		のではないか
八六	やのですか		やるのですか
八七	この試験		この試験
八八	兼掌		検証

昭和五十一年五月十二日印刷

昭和五十一年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局